

全建事発第 031 号  
令和 5 年 6 月 8 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤 男  
〔 公 印 省 略 〕

建設業施行規則等の一部改正について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、経営事項審査において、「担い手の育成・確保」、「災害対応力の強化」及び「環境への配慮」に関する取組を行う建設業者を適正に評価し、その取組を後押しするため、「建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。別紙 1 参照。）」、「建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 85 号）」及び「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件（平成 16 年国土交通省告示第 182 号）」（以下これらをまとめて「告示」という。別紙 2 参照。）並びに「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）（平成 20 年国総建第 269 号。以下「通知」という。別紙 3 参照。）」を下記のとおり改正されております。併せて、令和 5 年 1 月より運用が開始している建設業許可等電子申請システムの関係で、規則において改正が行われています。

令和 4 年 8 月 15 日付けの国土交通省からの通知が本会に対し、未達であったため、この度、周知させていただきます。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して速やかに周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

- 【参考】経営事項審査の改正について（全建ジャーナル 4 月号記事）
- 【事務連絡（建設業団体）】建設業法施行規則等の一部改正について
- 【別添 1-1】建設業法施行規則の一部を改正する省令
- 【別添 1-2】規則別記様式第 25 号の 14\_別紙 3
- 【別添 1-3】別記様式第 25 号の 15

【別添 2-1】建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件及び経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件の一部を改正する告示

【別添 2-2】(改正後)建設業法第二十七条の二十三第三項の規定による経営事項審査の項目及び基準を定める件

【別添 2-3】(改正後)経営規模等評価の申請及び総合評定値の時期及び方法を定めた件(平成 16 年国土交通省告示第 482 号)

【別添 3-1 (建設業団体)】「経営事項審査の事務取扱いについて」の一部改正について

【別添 3-2】(改正後)経営事項審査の事務取扱いについて

【別添 3-3】(新旧対照表)経営事項審査の事務取扱いについて

以上

(担当) 事業部 山中

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp